

電気通信大学国際社会実装センター規程

制定 令和4年5月11日規程第22号
最終改正 令和6年3月18日規程第68号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則に基づき電気通信大学(以下「本学」という。)に設置する、国際社会実装センター(以下「センター」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、本学の強みである情報・通信、人工知能・ロボティクス、光工学などを活かした先導的教育研究活動を基盤とし、研究活動とこれらの研究成果を社会実装活動にまで拡大、充実させることにより、国境を越えた社会貢献並びに多文化共生社会実現へ寄与することを目的とする。

(職員)

第3条 センターに、センター長を置く。

- センターに、教授、准教授又は助教(以下「センター専任教員」という。)を置くことができる。
- センターに、特任教員又は客員教員を置くことができる。
- センターに、前3項に掲げる者のほか、本学の教授、准教授及び講師のうち、センターにおいて専任教員と同等の研究活動を行うものを兼務教員として置くことができる。
- センターに、前各項に掲げる者のほか、研究員等その他の必要な職員を置くことができる。

(センター長)

第4条 センター長は、本学の理事又は職員のうちから学長が指名する。

- センター長は、センターの業務を掌理する。
- センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第4条の2 学長が必要と認めるときは、センターに副センター長を置き、本学の職員のうちから学長が指名する。

- 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を代行するものとする。
- 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 前項の規定にかかわらず、副センター長の任期の末日は、センター長の任期の末日以前でなければならない。

(専任教員等)

第5条 センター専任教員及び兼務教員の配置については、別に定めるところによる。

(客員研究員等)

第6条 他の大学又は研究機関等において第2条の目的たる研究に従事する者が本学の施設及び設備等を利用する必要があると認めるときは、センターに、客員研究員等として受け入れるものとする。

2 前項の受け入れに関する事項は、電気通信大学客員研究員等受入規程による。
(運営会議)

第7条 センターに関する事項を審議するため、運営会議を置く。

2 運営会議の議事に関し必要な事項は、別に定める。
(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、運営会議の議を経て別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和4年5月11日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初のセンター長の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

附 則 (令和6年3月18日規程第68号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。